

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

Ver15. 法人実効税率の引下げと外形標準課税の 課税範囲の拡大について



今年になってから安倍首相を中心とした政府関係者から、法人実効税率を他の先進国並みの 20%台にまで引下げをする、といった発言が相次いでいます。実際に先進他国と比較してみると、日本(東京都)の 35.64%はアメリカの 40.75%に次いで高く、フランス 33.33%、ドイツ 29.55%、イギリス 24.00%、中国 25.00%、韓国 24.20%、といった欧州・東アジアの各国と比べると高い水準となっています。

そして実効税率の引下げによる減収税額を補填するために浮上してきているのが、今回取り上げさせていただく『外形標準課税の課税範囲の拡大』です。そもそも外形標準課税とはどういった制度なのか、また拡大されることによってどういった影響が出てくるのか、について説明をさせていただこうと思います。

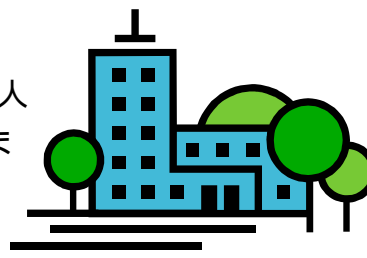
まず、『外形標準課税』とはどういったものなのか、といいますと、

資本金又は出資金額が 1 億円を超える法人が対象になる制度で、法人がその年度に損金経理した給与、支払利息、支払家賃の金額等に対して課税される都道府県民税になります。つまり、仮に赤字決算又は繰越欠損金があるため、通常の法人税及び地方法人税が課税されない法人であっても、外形標準課税が適用される法人であれば、均等割だけではなく、納税が発生する、ということになります。

そしてここまで言えばお分かりだと思いますが、外形標準課税の課税範囲を拡大することは、『赤字決算又は過年度の繰越欠損金がある会社』でも納税義務が生じる、ということになります。

今までは前述の通り資本金が 1 億円を越えるような比較的規模の大きな法人のみが対象となっていました。課税範囲の拡大により、例えば『資本金が 1 千万円を越える法人』というように課税範囲が拡大されれば、赤字決算で苦しむ会社にとっては大きな問題となってきます。

現状の法人税の納税状況を見ると、日本で納税を行っている法人は全体の 3 割程と言われており、名立たる上場企業でさえも最近まで法人税を払っていない状況が続いていました。こういった状況に危機感を抱いた関係省庁は近年の税制改正により、資本金が 1



億円を超える法人については、繰越欠損金による控除限度額を控除前所得金額の 100 分の 80 を限度とする、という改正を行いました。

外形標準課税の課税範囲の拡大による法人実効税率の引下げは、経団連を中心とした大企業は概ね賛成の意思表示をしていますが、日商を中心とした中小企業は反対の意思表示をしており、政府としても落とし所が非常に難しい状態となっています。また単純な法人実効税率だけで先進他国と比較をするのではなく、企業の社会保険料負担率も含めて検討すべきだ、といった意見(注)もあり、安倍首相が国際公約をしたものの、今後も予断を許さない状況が続きそうです。

(注)社会保険料の企業の負担比率は日本 44.2%、アメリカ 46.7%、ドイツ 55.7%、フランス 70.1% となっており、日本法人の公的負担額は先進他国と比べてむしろ低い、といった意見もあります。

